

司法院釈字第 585 号（2004 年 12 月 15 日）\*

争 点

真調会条例が憲法に違反するか。  
(真調会条例違憲?)

キーワード

真調会条例（真調会条例）、国政調査権（立法院調査権）

**解釈文：**国会は憲法によって付与されている立法権を有効に行使するためには、自らの固有の権限に基づき、特定の調査権を享受することができるし、職権を行使する上の必要な諸情報を主動に獲得することによって十分な考慮を経て慎重な決定を下してこそ民意機関である責任を尽くし、権力分立、権力抑制均衡の機能を發揮することができるのである。国政調査権は国会が憲法に定められている権限を行使するための補助的権力であるが、権力分立、権力抑制均衡の原則に照らして、調査できる対象または事項がまったく制限

を受けないとは限らない。すなわち、調査事項が憲法によって付与されている職権とは重大なかかわりがあるほか、おおよそ憲法における国家機関が独立に職権を行使する事項は国会が調査できる範囲に属さないのである。また行政機関の長官が行政権の固有の権限を行使し、行政部門の運営に影響を及ぼしまたは干渉する恐れのある情報を公開しないことができるのである。これらは行政権の本質による行政特権に属しているのである。国政調査権を行使する際に、これらの事項にかかわっている場合、一定の尊重を与えねばならな

---

\*翻訳者：賴宇松

いのである。調査事項が国家機関の国家機関による独立な職権の行使または行政特権の範疇に該当するや否や、行政特権に属している情報が公開すべきや否や、調査の対象にするや否やなどについて、争いが生じる場合、国会は他の国家機関と合理的なルートに沿って協議し解決策を図るか、または国会は、関連する要件や手続、司法機関による審理などの事項を法律に明文に定めねばならないのである。

国政調査権を行使する方法は、国会が調査権限の行使にかかわった事項に関して、関連する機関に参考資料の提供を要求するか、または書類の調査閲覧権を行し、関連する機関に書類の原本を要求するなどの方法に限定するわけではないのである。むしろ、必要に応じて調査事項の範囲内で、国会の決議を経て、調査事項に関連する国民または公務員に証言の陳述または意見陳述を要求することができるし、場合によって、調査協力義務に違反する者に対しては行政罰を科する範囲内で

合理的な強制手段を行使することができるのである。この点に関しては、本院かつての大法官釈字第 325 号解釈は更なる補足が求められている。また、調査権の発動及び調査権行使の組織、事案調査事項の範囲、各調査方法が遵守すべき手続及び司法救済手続といった手続などの事項に関しては、法律を持って適切な規範を設けなければならないのである。また特別な例外の状況においては、特定の事項に対する調査が国会委員以外の方に調査の協力を委任する必要がある場合、特別法を制定しなければならないのである。当該特別法は、委任の目的、委任調査の範囲、受任者の資格、選任方法、任期などといった人事組織の事項、特別調査権限、方法及び手続事項に対し、詳細に定めねばならないし、それを持って監督の根拠にするのである。各法律に定められている組織及び議事手続もまた民主原則に合致しなければならないのである。さらに、個別の事案調査の範囲は、権力分立及び抑制均衡原則に違反してはならないし、その他の憲法機関の権力の中核の部

分を侵害してはならないし、その他の憲法に定められている機関の権力行使を実質な妨害をなしてはいけないのである。そのほか、調査方法が従うべき手続が国民の権利を制限している場合、憲法上の比例原則、法律明確性原則及びデュー・プロセス・オブ・ロー（due process of law）の要求に応えねばならないのである。

以下は中華民国九三（2004年）年九月二四日に公布され実施された「319 銃撃事件真相調査特別委員会条例」（以下は「真調会条例」という）に照らして、319 銃撃事件真相調査委員会（以下は「真調会」という）の組織、職権範囲、調査権行使の方法、手続及び強制手段など、関連する諸規定が先述した憲法の趣旨に合致しているかどうかを説明する。

一、真調会条例第二条第一項の前半には、「本会では委員 17 名が設けられ、第 5 届国会における各政党によって専門知識のある、声望卓越かつ公正の方々が推薦され、結成されて

から五日間内に總統によって任命されるのである。」、第二項後半には「各政党が本条例が公布されて五日間内に委員の候補者を推薦しなければならない。期間を過ぎても候補者リストを提出しない場合、推薦を放棄するとみなし、その枠が現にある委員から選出された召集委員によって五日間内に選出されてから、總統によって任命されるのである。」、第一五条第二項には「本会委員が除名されまたは欠員した場合、元推薦した政党によって五日間内にその他の候補者を推薦し補充させるのである。期間を過ぎても候補者リストが提出されていない場合、召集委員によって五日間内に選出されてから、總統によって任命されるのである。」、第一六条には、「第二条及び第一五条によって、總統によって任命されるべきものは、總統が任期内に任命をしなければならない。期間を過ぎても任命されていない場合、自動に効力が

発生するとみなすのである」などの規定がそれぞれに定められている。これらの規定は、真調会委員の任命にかかわっているため、国会の院会議の決議を経て立法院院長によって行使して初めて憲法の要求に応えるのである。

二、同条例には真調会委員の任期が定められていないが、国会届期が連續しない原則の範囲内ならば、憲法に違反する問題は生じないのである。第一条第二項には「本会が必要とする経費が行政院第二予備金の項目で対応しているので、行政院は拒絶してはならないのである」と定められている。こうした定めも予算関連法令の範囲内ならば、憲法に違反する問題は生じないのである。

三、同条例第四条には「本会及び本会委員が政党を超越し、法によって公正かつ独立に職権を行使し、全国民に対して責任を負うことになる。また他

の機関の指揮監督を受けないし、いかなる干渉を排除するのである。」と定められている。その中の「他の機関の指揮監督を受けないこと」は、「国会以外の機関の指揮監督を受けないこと」を意味しているのである。また第一五条第 1 項には「本会委員が行為能力を喪失するか、法令に違反するか、またはその他の不当な言行を有す場合、本会委員の全体の 3 分の 2 以上の同意を経て当該委員を除名することができる」ことと定められている。こうした規定は、真調会委員の除名に関する規定に関しては、国会の真調会委員に対する免職権を排除するわけではなく、この範囲内においては、憲法に違反するわけでもないのである。

四、「本会委員が行為能力を喪失するか、法令に違反するか、またはその他の不当な言行を有す場合、本会委員の全体の 3 分の 2 以上の同意を経て当

該委員を除名することができ  
るのである。」という同条例

第一五条第一項の規定は、  
「法令に違反するか、または  
その他の不当な言行」を持つ  
て除名の事由にすることは、  
法律明確性原則に合致してい  
ないため、今後のさらなる検  
討や改正をしなければならな  
いのである。

五、同条例第八条第一項前半には  
「刑事責任にかかわっている  
319 銃撃事件部分の調査は、  
本会の専属管轄に属してい  
る。」、同条第二項には、「本  
会が前項の職権を行使する範  
囲内に、検察官、軍事検察官  
の持つ法定権限と同じ権限を  
有する。」、第一三条第一項  
には「本会の調査結果は刑事  
責任にかかわった部分に関し  
ては、出向の検察官または軍  
事検察官によって起訴するこ  
とになる」、それぞれが定め  
られている。こうした規定  
は、国会の調査権限の行使で  
きる範囲を越越し、権力分立  
及び抑制均衡の原則にも反し

ているのである。

六、同条例第一三条第三項には  
「本会の調査結果が裁判所に  
よる確定判決の事実とは異な  
っている場合、それを持って  
再審の理由に当てることがで  
きるのである。」と定められ  
ている。こうした規定は、法  
治主義の基本原則である法律  
の平等適用の原則に違反し、  
国政調査権の行使できる範囲  
を越越しているのである。

七、同条例第一二条第一項には  
「本会は調査事件に対し、三  
ヶ月ごとに国会に書式の報告  
書を提出し、さらにそれを公  
表しなければならないのであ  
る。真相が解明されるまでに  
調査を継続しなければなら  
ない。そして三ヶ月ごとに国会  
や監察院に書式の報告書を提  
出し、報告書を公表しなけれ  
ばならないのである。」と定  
められている。この規定は、監  
察院に関する部分が、機関に  
各自の管轄を有するという憲  
法の趣旨に反しているため、

今後更なる検討や改正をしなければならないのである。

八、同条例第八条第三項には「本条例が公布された日から本会に属している各機関が処理している案件は、すべての書類及び証拠を本会に移しなければならないのである。」、同条第四項には、「本会の職権行使は国家秘密保護法、営業秘密法、刑事訴訟法、捜査上の守秘義務、個人のプライバシーに関わっている理由、またはその他あらゆる理由で調査を回避、遅延、または拒否してはならないのである」、同条第六項には、「本会または本会委員会が職権を行使するにあたり、特定の事項を指定し、関連する機関、団体または個人に説明または協力の要求を提出することができる。要求された機関、団体または個人は国家秘密保護法、営業秘密法、刑事訴訟法、捜査上の守秘義務、個人のプライバシーにかかわっていることを理由に、またはその他あ

らゆる理由で回避、遅延、または拒否してはならないのである。」とそれが定められている。これらの規定の中、専属管轄、書類及び証拠の移送が憲法によって保障されている国家機関による独立な職権の行使に関する部分は、権力分立及び抑制均衡の原則に反し、国会による調査権の行使範囲を越越しているのである。

九、同条例第八条第六項には「本会または本会委員会が職権を行使するにあたり、特定の事項を指定し、関連する機関、団体または個人に説明または協力の要求を提出することができる。要求された機関、団体または個人は国家秘密保護法、営業秘密法、刑事訴訟法、捜査上の守秘義務、個人のプライバシーにかかわっている理由、またはその他あらゆる理由で回避、遅延、または拒否してはならないのである。」と定められている。その中に、国家秘密または捜査

不公開事項にかかっている部分が、一律に拒否してはならないという規定は今後適切に改正をしなければならないのである。

十、同条例第八条第四項には「本会の職権行使は国家秘密保護法、営業秘密法、刑事訴訟法及びその他の法律の規定による制限を受けないのである」、同条第六項には「本会または本会委員会が職権行使するにあたり、特定の事項を指定し、関連する機関、団体または個人に説明または協力の要求を提出することができる。要求された機関、団体または個人は国家秘密保護法、営業秘密法、刑事訴訟法、捜査上の守秘義務、個人のプライバシーにかかわっている理由、またはその他あらゆる理由で回避、遅延、または拒否してはならないのである。」とそれぞれが定められている。これらの規定の中、国民の基本権利に関わる部分はデュー・プロセス・オブ・

ロー（due process of law）及び法律明確性原則に反しているのである。

十一、同条例第八条第七項には「第一項、第二項、第三項、第四項または第六項の規定に違反する場合は、機関の長官及び行為者が台湾ドル十万元以上百万以下の罰金を課すことになる。処罰が科されても継続に法律を違反する場合、連続にして処罰を科すことができる」、第八条前半には「機関の長官、団体の責任者、または関係者が真調会または真調会委員の調査を拒否することによって、重大な影響を及ぼすかまたは虚偽の陳述をしている際に、同条第七項の規定によって、処罰を科すことになる」とそれぞれが定められている。これらの規定は、デュー・プロセス・オブ・ロー（due process of law）及び法律明確性原則に反しているのである。

十二、同条例第八条第八項には「機関の長官、団体の責任者、または関係者が真調会または真調会委員の調査を拒否することによって、重大な影響を及ぼすかまたは虚偽の陳述をしている際に、刑法第一六五条、第二一四条などの関連規定によって訴追し処罰する」と定められている。この規定は、先述した人が調査され犯罪の嫌疑を有するものであれば、検察機関が法によって捜査し訴追をへて、裁判所が審判することを意味するのである。従って、先述した規定はこうした趣旨に沿って改正しなければならないのである。

十三、同条例第八条第九項には「本会または本会委員が職権行使するにあたり、必要と認めた場合、被調査人またはその他の人員の出国を禁止することができる」と定められている。この規定は、国会の調査権限を超越

し、比例原則にも違反することになる。先述した第五項、第六項、第八項、第一〇項、第一一項、第一三項が憲法の趣旨に違反する部分は、本解釈が公布された日から効力を失うのである。

司法院大法官が憲法によって、憲法解釈、憲法審判の権限を行使することは、解釈または審判の実効性を確保する制度であり、司法権の中核的な機能の一つであり、憲法解釈、審判、または民事、刑事、行政訴訟の裁判によっては異なるわけではないのである。本件の仮の差し止め処分の申請は憲法上拒否されるわけではないが、本案が審理解釈された以上、さらに審理する必要がなくなるのである。

**解釈理由書**：本件解釈は国会委員柯建銘ら 93 名が中華民国九三（2004）年九月二四日に公布、施行された「319 銃撃事件真相調査特別委員会条例」（以下は「真調会条例」という）が憲法によっ

て国会に付与された権限を超越したと主張し、国会による職権行使が憲法上の疑義が生じるや否や、真調会条例が憲法に抵触するや否やに関する疑義について、現職国会委員定員の三分の一以上によって憲法解釈、しかも、本案の解釈が作成されるまでに真調会条例の適用停止という仮の差し止め処分

（申請人が急速処分と称す）を申請したのである。本件は、仮の差し止め処分に関しては、司法院大法官審理案件法第一三条第一項によって申請人代表及び訴訟代理人かつ関係機関たる319銃撃事件真相調査会（以下「真調会」という）に代表の推薦を通知したのである。そして九三（2004）年一〇月一四日に憲法法廷が召集され、先述の代表によって、口頭弁論が行われた一方、法律学者も意見陳述が行ったのである。憲法解釈の申請部分に関しては、九三（2004）年一〇月二七日及び二九日に申請人代表及び訴訟代理人、そして関係機関である国会によって指定された代表及び訴訟代理人が憲法法廷に出席し、口頭弁論を行った一方、関係機関である監察院、法務

部、内政部から代表が出席し、要請された法律学者も法廷にて意見陳述したのである。ここまででは本案の経緯などをまとめたのである。

本件申請人の主張は以下のようにまとめることができる。一、真調会という機関の性質が憲法に違反するのである。具体的には、真調会が検察機関の捜査を完全に代替することができること（第八条第一項、二項、三項）、真調会に検察官が出向することができること（第九条第一項）、真調会が検察官に起訴を指揮することができること（第一三条第一項）、真調会が裁判所による独立審判までを干渉することができること（第一三条第三項）、真調会が監察院の調査権を干渉することができること（第八条第三項）、そして、真調会は内部組織権を有し、自らの仕事場、行政事務、人員を調達することができること（第一一条第一項）、真調会の予算は行政院の第二予備金によって支払われているし、行政院が拒否をすることができないのである（第一一条第

二項)。こうした権力が集中する特別な機関は、他の機関からまったく制約を受けずに自由民主憲政秩序と相反するのである。従って、真調会は、憲法におけるいかなる憲政機関にも属していないし、五権体制に制限されていないものの、司法権、監察権、立法のファイル調査閲覧権及び行政権を行使することができるので、憲法に違反する混合機関である。二、真調会条例の制定が立法権限を超越したのである。国会が真調会条例によって違憲の混合機関を設置したことは、立法権の権限範疇を超越し、民主正当性要求にも抵触したのである。三、真調会条例を制定したことは、権力分立原則に違反しているのである。真調会条例は 319 銃撃事件に対する個別立法であるため、立法と執行が一体となって、権力分立に反しているので無効と認定しなければならないのである。四、真調会による職権の行使はその他の憲法機関の権力を侵害しているので、権力分立原則に違反したのである。(一) 総統の豁免権及び人事任命権を侵害するのである。真調会条例第 8

条によって、真調会の調査対象には総統が含まれている。そして総統が国家秘密を理由に真調会または真調会委員の調査を拒否してはならないのであり、憲法第五二条の規定に違反して無効である。従って、真調会委員の任命方式が完全に総統の人事任命権を剥奪し、憲法第四一条に違反して無効である。(二) 檢察官捜査権の中核領域を侵害するのである。1、真調会条例第八条第一項、第二項、第三項及び第九条規定によれば、真調会がすでに検察機関を代替することができるのである。2、真調会条例第一三条第一項、第三項規定によれば、真調会が個別の事案の刑事調査権を有するのみならず、検察官に起訴を指揮することまでできることによって、立法権と執行権がひとつになってしまって刑事訴訟法の権力分立及び法治国家原則に違反するのである。

(三) 司法権の中核領域を侵害するのである。真調会条例第一三条第三項には、裁判所の確定判決によって認定された事実と真調会によって認定された事実が異なる際に、真調会の認定に依拠しなけれ

ばならないと定められている。この規定は審判独立の中核を侵害し、明白に憲法第八〇条に違反しているのである。（四）監察院調査権の中核領域を侵害するのである。真調会条例第八条第三項、第四項、第五項及び第六項規定は從来国会に属していない国政調査権を真調会に付与したことは、司法院釈字第325号解釈によって設けられた監察院に対する調査権行使の範囲を超越したのである。五、真調会の経費調達に関する規定は憲法に抵触しているのである。国会が行政院に対して、特定の予算項目に対する支出を要求することは、憲法に違反することである。真調会条例第一條第二項の規定は立法と行政の境界線を曖昧にし、責任政治の体制を混乱させ、憲法第七〇条及び司法院釈字第264号解釈、第391号解釈にも抵触しているのである。六、真調会の組織構成の方法が憲法に抵触しているのである。（一）真調会は政党をもって国民を代替することである。真調会条例第二条第二項によれば、真調会委員は各政党によって推薦されることになってい

る。しかし政党が国民全体を代表することができないし、そして真調会委員の推薦制度は中国国民党及び親国民党に9人までに委員を推薦させて、真調会の運営を完全に把握させることができるので、人員及び組織の正当性要求に違反しているのである。（二）真調会委員には任期の規定が設けられていないのである。真調会条例第一五条第一項によれば、少数党によって推薦される委員が隨時に「言行不当」という理由で除名されることになる。他方、多数党によって推薦される委員が憲法に違反し職に就いてから解職されることはないので、全体には権力が有限に付託する民主原則に反しているのである。七、真調会条例が国民の基本権利を侵害し、比例原則及びデュー・プロセス・オブ・ロー（due process of law）に反しているのである。（一）比例原則に違反することである。真調会条例第八条第七項には、「第一項、第二項、第三項、第四項または第六項の規定に違反する場合は、機関の長官及び行為者に台湾ドル十万元以上百万以下の罰金を課すこと」

なる。処罰が科されても継続に法律を違反する場合、連続にして処罰を科すことができるのである」と定められている。この規定が求めている目的は、憲法に合致していないし、目的の合憲性審査を通すことができないのである。また真調会条例第一条第一項は、選挙の争いを止揚すること、政局の安定を目的にしているが、この目的を実現する手段に関しては、以下の問題がある。強制処分権の行使に関しては、この規定は真調会及びその委員に空白に概括に授権しているので、国民の自由、プライバシーなどの基本権をひどく侵害している。また手段自体が最小限度の侵害ではないし、手段が目的と比較すれば均衡を失っているため、明らかに憲法第二三条における比例原則に合致していないのである。(二) デュー・プロセス・オブ・ロー (due process of law) に合致していないことである。真調会条例第八条第四、第八項は、刑事訴訟法などの各制限を排除し、真調会及びその委員に空白かつ概括に強制処分権の行使を授権しているのである。他方、機関の

長官などの関係者が調査を拒否するか、または虚偽の陳述を行っている場合、同条第七項によって処罰するほか、刑法第一六五条、第二一四条などの関連規定によって訴追し処罰することができるため、こうした規定は、明らかにデュー・プロセス・オブ・ロー (due process of law) を違反しているのである。

関係機関である立法院は以下のように主張している。一、本件解釈の申請は国会委員による職権行使が憲法上の疑義が発生するか、または法律の適用が憲法に抵触する疑義が発生するかなどに関わっていないため、申請の要件に合致していないし、(司法院大法官会議は) 受理しないことを判断すべきである。二、法律の合憲性解釈原則に照らせば、真調会条例全体または部分的には憲法に違反するわけではないのである。

(一) 真調会の機関の性質である。権力分立及び機関の最適原則、機関任務の機能分配原則に基づけば、機能上一番適切かつ効率のある機関に権力を配置しなけれ

ばならないのである。わが国の憲法には行政留保という領域が設けられていないし、真調会のような組織の設置が明文に禁止されていないため、国会はこのような立法を制定する権限を有しているのである。また憲法における五院のほか、国家と私人の間にある公法人が存在できるし、国家権力の行使を私人に委託できる以上、基本的には、特定の任務に対応する臨時的な真調会の成立は認められるべきである。（二）真調会条例の制定は立法権の範囲に属しているのである。憲法第六三条によれば、国会は国家の重要事項に関して、立法権を行使することができるのである。真調会を創設する目的が319 銃撃事件の真相が解明されていないことによって生じた政治紛争を解決するためにあるので、国家重要な事項に該当し、国民の基本権利を侵害しない範囲内では、立法権の範疇に属しているのである。（三）真調会による職権の行使は他の憲法機関の権力を侵害していないし、その職権の行使方法もまた権力分立及び抑制均衡の原則に反していないのである。真調

会条例には二つの仕組みが含まれている。一つ目は、真調会条例によって成立される「真調会」が「事実真相の調査」を責務にしているのである。二つ目は、真調会条例によって出向する検察官が「刑事事件捜査権」の行使を責務にしているのである。真調会条例第一条から第七条までは真調会の「調査権限及び調査方法」に関する定めであり、第八条以後は真調会に検察官が出向する「刑事捜査」に関する定めであり、第九条及び第一八条は「真調会」及び「出向する検察官」との間の関係を連結する定めであり、真調会と出向する検察官とは相互に協力を要求しているのである。両機関はそれぞれに調査権、検察権を行使しながら協力するため、行政及び検察期間の権力を侵害するわけではないので、権力分立原則に違反していないのである。また真調会条例は真調会に裁判権限を付与していないため、司法権（審判権）を侵害するわけではないのである。

（四）真調会の予算支出規定は憲法に抵触していないのである。真調会条例第一条第二項は真調会

が必要とする経費を第二予備金から調達することができると定めている。このこともまた予算法第七〇条第三号及び本条例第一一条第二項を根拠法規定にし、合法性を有しているのである。また予算の支出方法は、支出を増加させるわけではないため、憲法第七〇条に反していないのである。また第二予備金の発動は行政院に専属しているわけではないので、立法権が介入できないわけでもない。この点に関しては、行政固有の権限を侵害するわけではないのである。真調会条例第二条には真調会委員が政党に比例して推薦されることが定められている。こうした選出方法は中央選挙委員会委員の選出のように、その他の組織にも見られているし、政党による操作という状況が生じていないのであり、公正性、専門性の要求にも合致しているのである。また真調会条例は總統の人事任命権を侵害していないのである。(六) 真調会条例は国民の基本権利及び正当手続を侵害しているわけではないのである。真調会条例第八条第四項、第六項、第九項及び第一〇条などの

規定は、第八条及び第九条の規定にあわせて全体に解釈しなければならないのである。このように解釈すれば、当該強制処分権は実に「出向する検察官」の固有の職権であり、法律が真調会に人身自由を制限する特別な権限を付与しているわけではないのである。また真調会条例によって真調会に付与された必要な調査権は、当該条例の第一条第二項、第八条第二項によれば、法律に従って権限を行使しなければならないのである。さらに法律には概括な規定しか設けられていないことは、必ずしも憲法に違反するわけではないし、行政手続法第一五二条以下の法規命令の制定手続を準用し行政規則を制定発布することができるのである。真調会工作要点はまさにこうした法理に合致しているのである。そのほか、(真調会条例の適用によって) 国民の権利が侵害される場合、状況に応じて、訴願、行政訴訟または国家賠償などを提起することができるのであり、すでに権利保護及び救済のルートが提供されていて、国民の基本権利要求に合致し、抵触するような状

況も生じないのである。

本院はすべての弁論趣旨を斟酌して、本解釈を作成したのである。その理由は以下のようである。

本件解釈の申請人は憲法第62条の立法権を行使し、真調会条例が憲法上の権力分立原則に合致するや否に関して、憲法適用の疑義が生じているのである。また、真調会条例規定は、真調会の委員は各政党によって推薦されること（第二条第一項、第二項）、またその成立が国会によって準備されること（第一七条）、さらに、真調会が定期的に国会調査結果を報告すること（第一二条）などの規定からなっている。先述した諸事項が国会委員の職権行使に関係しているし、国会委員が職務を行使するにあたり、真調会条例を適用し、憲法に抵触する疑義が生じたのである。3分の2以上の現職国会委員によって本解釈が申請されたのであり、それに対し、司法院大法官は、司法院大法官審理案件法第五条第一二項第三号の

規定に合致し受理することにしたのである。

国会は国家最高の立法機関であり、選挙によって選出された国会委員によって組織されているのであり、国民を代表して立法権を行使しているのである。国会が憲法によって付与されている立法権を有効に行使するためには、自らの固有の権限に基づき、特定の調査権を享受することができるし、職権行使する上の必要な諸情報を主動に獲得することによって十分な考慮を経て慎重な決定を下してこそ民意機関たる責任を尽くし、権力分立、権力抑制均衡の機能を発揮することができるのである。

国政調査権は国会が憲法に定められている権限を行使するための補助的権力であるが、権力分立、権力抑制均衡の原則に照らして、調査できる対象または事項がまったく制限を受けていないとは限らない。すなわち、調査事項が憲法によって付与されている職権とは重大なかかわりがあるほか、

おおよそ憲法によって国家機関が独立に職権を行使する事項は国会が調査できる範囲に属さないのである（本院釈字第 325 号、第 461 号解釈を参照）。また行政機関の長官が行政権の固有の権限を行使し、行政部門の運営に影響を及ぼしましたは干渉する恐れのある情報を公開しないことができるのである。これらは行政権の本質による行政特権（executive privilege）に属しているのである。行政院の調査権を行使する際に、これらの事項にかかわっている場合、一定の尊重を与えねばならないのである。調査事項が国家機関の国家機関による独立な職権の行使または行政特権の範疇に該当するや否や、行政特権に属している情報が公開すべきや否や、調査の対象にするや否やなどについて、争いが生じる場合、国会は他の国家機関とは合理的なルートに沿って協議し解決策を図るか、または関連する要件や手続、司法機関による審理されることなどを法律に明文に定められねばならないのである。

#### 国政調査権を行使する方法

は、国会が調査権限の行使にかかわった事項に関して、関連する機関に参考資料の提供を要求するか、または書類の調査閲覧権を行使し、関連する機関に書類の原本を要求するか、などの方法に限るわけではない。むしろ、必要に応じて調査事項の範囲内で、国会の決議を経て調査事項に関する国民または公務員に証言の陳述または意見陳述を要求することができるし、場合によって、調査協力義務に違反する者に対しては行政罰を科する範囲内で合理的な強制手段を行使することができるのである。この点に関しては、本院かつての大法官釈字第 325 号解釈は更なる補足が求められている。また、調査権の発動及び調査権行使の組織、事案調査事項の範囲、各調査方法が遵守すべき手続及び司法救済手続といった手続は、法律を持って適切な規範を設けなければならないのである。また特別な例外の状況においては、特定の事項に対する調査が国会委員以外の方に調査の協力を委任する必要がある場合、特別法を制定しなければならないのである。当該特別法

は、委任の目的、委任調査の範囲、受任者の資格、選任方法、任期などといった人事組織事項、特別調査の権限、方法及び手続などの事項に対し、詳細な定めを設ければならないし、それを持って監督の根拠にするのである。また、各法律に定められている組織及び議事手続もまた民主原則に合致しなければならないのである。さらに、個別の事案調査の範囲は、権力分立及び抑制均衡原則に違反してはならないし、その他の憲法機関の権力の中核の部分を侵害してはならないし、その他の憲法に定められている機関の権力行使を実質な妨害をなしてはいけないのである。そのほか、調査方法が従うべき手続が国民の権利を制限している場合、憲法上の比例原則、法律明確性原則及びデュー・プロセス・オブ・ロー（due process of law）の要求に応えねばならないのである。

### 一、真調会の性質

真調会条例は、国会が  
319 銃撃事件の真相を調査するため、特別に設置された

真調会のための特別立法である。真調会条例第二条第一項、第二項、第一六条及び第一七条によれば、真調会は国会によって準備され組織されたのである。組織が権限と一つになってはじめて憲政の常軌である責任政治原則に合致しているのである。また、真調会が国会の調査権行使に協力する特別委員会である。同条例第一二条第一項に定められている真調会の国会に対する報告義務もまた真調会の性質を証明したのである。従って真調会はいかなる憲法機関にも属していない組織であり、立法権、行政権、司法権及び監察権を同時に行使する混合機関でもないのである。

真調会条例によって真調会が設置された趣旨は、総統、副総統候補者を銃撃した事件の真相を究明するためにあるのである。これは国会が国家の重要事項を調査し行政部門を監督することによって国民の知る権利を満たせるので

あり、憲法に付与された権限を有効に行使し必要に応じて調査権が行使できるという要件にも合致したのである。

国会には真調会条例を制定する権限を有しているが、当該条例が憲法に合致しているや否やは、真調会の組織、権限範囲、議事手続、調査方法及び手続が憲法上要求されている民主原則、権力分立及び抑制均衡原則、比例原則、法律明確性原則ないし、デュー・プロセス・オブ・ロー (due process of law) に合致しているや否やによって判断すべきであり、一律に論ずることができないのである。以下は関係している諸規定が先述した憲法の趣旨に合致するや否やを分析する。

## 二、真調会の組織

国政調査権は国会が憲法上の職権行使するためのに必要とする補助的な権力である。当該権力は、国会が法によって、設置した調査委員会

によって行使されるのである。ただ、調査事項が高度専門性を有し、国会によって設立されている調査委員会が有効に調査できない特別な場合、特定の事項を調査するためには、国会院会の決議を経て特別法を制定し、国会委員の身分を有しない専門家に国会による調査権の行使への協力を委任するのである。先述した委員は必要な能力、資格に対する審査及び選任手続は国会の院会を経て、立法院院長によって行わねばならないのであり、憲法第四一条とは関係していないである。

真調会条例第二条第一項の前半には、「本会では委員 17 名が設けられ、第 5 届国会における各政党によって専門知識のある、声望卓越かつ公正の方々が推薦され、結成されてから五日間内に總統によって任命されるのである。」、第二項後半には「各政党が本条例が公布されて五日間内に委員の候補者を推薦

しなければならない。期間を過ぎても候補者リストを提出しない場合、推薦を放棄するとみなし、その枠が現にある委員から選出された召集委員によって五日間内に選出されてから、総統によって任命されるのである。」とそれぞれが定めされている。この特別法の規定は、国会によって調査される事項の特殊性、高度専門性及び公平性の要求を考慮し、国会委員以外の人によって組織された調査委員会が国会による調査権の行使に協力させるのである。議会自治原則に基づいて関係人員の選任資格及び手続が国会の決定を尊重しなければならないのである。国会が各政党によって推薦された人選を受け入れ、国会院会の決議を経て立法院院長によって任命されるとすれば、憲法上認められるのである。国会が仮に国家元首に敬意を表するために憲法第四一条によって総統に法による任命をお願いすることができるのである。ただこうした

手続は、総統がこれらの人員に実質の選任権限を有するわけではなく、ましてや憲法第三七条によって行政院院長の副署を経る必要はないのである。総統は国会の憲法上の職権を尊重している以上、国会によって推薦された候補者に対しても尊重しなければならないのである。従って、真調会条例第二条第一項、第二項及び「本会委員が除名されたまたは欠員した場合、元推薦した政党によって五日間内にその他の候補者を推薦し補充させるのである。期間を過ぎても候補者リストが提出されていない場合、召集委員によって五日間内に選出されてから、総統によって任命されるのである。」という第一五条第二項の規定は、国会各政党によって候補が推薦され、または召集委員が自ら人員を選出してから、国会院会決議を経て立法院院長によって総統の任命をお願いすることを意味しているのである。先述の趣旨と同様に、「第二条及び

第一五条によって、総統によって任命されるべきものは、総統が任期内に任命をしなければならない。期間を過ぎても任命されていない場合、自動に効力が発生するとみなすのである」という同条例第一六条の規定もまた憲法第四一条及び第三七条の規定に抵触していないのである。

国政調査権が国会委員院会決議によって設立され、しかも国会委員によって組織された調査委員会によって行使されねばならないのである以上、当該調査委員会委員の任期は遅くとも当届国会委員の任期が満了している日に満了してはじめて民意政治の原則に合致するのである。従って当該国会委員による院会決議を経て国会委員以外の方に調査会委員を委任した状況は届期連続しない原則にも適用しているのである。従って「本会は調査事件に対し、三ヶ月ごとに国会に書式の報告書を提出し、さらにそれを公表し

なければならないのである。真相が解明されるまでに調査を継続しなければならない。」という真調会条例第一二条第一項の規定は、真調会委員の任期に関しては明確な制限を設けていないが必ずしも憲法上許されないことである。しかし、真調会が第 5 届国会委員の授権によって成立された以上、真調会の任期が遅くとも第 5 届の国会委員の任期が満了する日までに満了することは、言うまでもないことである。また真調会が国会の特別委員会である以上、必要な経費は国会によって予算が作成されねばならないのである。ただ必要に応じて、予算法などの規定に合致すれば、法によって第二予備金を使用することができ、行政権を侵害していないのである。

「本会が必要とする経費が行政院第二予備金の項目で対応しているので、行政院は拒絶してはならないのである」という真調会条例第一一条第二項及び先述した第一二条第一

項の規定は、先述の趣旨の範囲内にあるため憲法に違反する問題が生じないのである。

民意政治及び責任政治原則に基づいて、国会が調査権行使の結果に対して、政治責任を負わねばならないし、権限乱用の有無に関しては民意による監督を受けねばならないのである。たとえ例外の状況においても、国会委員以外の人員に調査権行使の補助または代替を必要すると国会によって判断されれば、民意政治及び責任政治原則によれば、国会には受任者による職務の履行を監督する義務があるのである。よって国会の監督から独立し自らに行政院の調査権を行使することができないのである。また「本会は調査事件に対し、三ヶ月ごとに国会に書式の報告書を提出し、さらにそれを公表しなければならないのである。真相が解明されるまでに調査を継続しなければならない。そして三ヶ月ごとに国会や監察院

に書式の報告書を提出し、報告書を公表しなければならないのである。」という真調会条例第一二条第一項の規定は、真調会の国会に対する報告義務を設けているのである。そのほか、同条例第四条に「本会及び本会委員が政党を超越し、法によって公正かつ独立に職権を行使し、全国民に対して責任を負うことになる。また他の機関の指揮監督を受けないし、いかなる干渉を排除するのである。」と定められている。その中の「他の機関の指揮監督を受けないこと」は、国会を排除していないし、「国会以外の機関の指揮監督を受けないこと」を意味しているのである。さらに、指揮監督の職権に基づき、国会は適任しない真調会委員に対し院会決議を経て免職する権力を有しているのである。人事免職権が他の人事任命権より持続に存在しつつ隨時に行使できる性質を有している。また、この権限が関連する人員に調査事務

の進行を有効に制御、指揮させるために必要とされるのであり、国会が責任政治原則に沿って憲法上の義務を履行する重要な依拠でもあるのである。よって本会委員が行為能力を喪失するか、法令に違反するか、またはその他の不当な言行を有す場合、「本会委員の全体の 3 分の 2 以上の同意を経て当該委員を除名することができるのである。」という同条例第一五条第一項の規定は真調会に委員の除名権を付与しているが、当該権限の行使が院会の決議を経ねばならないのである。しかもこの除名権は国会の真調会委員に対する免職権を排除しないのである。先述した各項における規定は、先述した趣旨に合致している範囲内では、憲法に違反することがないのである。ただ、先述した規定が法令に違反するかまたは他の不当な言行を除名する理由にしたのは、憲法の趣旨である法律明確性原則に必ずしも合致しているわけではない

ので、この部分もあわせて検討、改正をしなければならないのである。また、真調会による職権の行使は、民主国原則に合致しなければならないので、調査権が発動できる最低限の真調会委員の人数も法律に明確に定めねばならないのである。

### 三、真調会の職権行使範囲

国会が行使できる調査権は国会の憲法上の立法権限を補助するために付与されている権限であり、犯罪を訴追する捜査権及び司法審判権とは異なっているのである。権力分立及び抑制均衡原則に基づいて、国会は法律を制定し、自分自身にまたは国会に属している委員会に捜査権または審判権を付与してはならないのである。真調会が国会に属し、国政調査権を行使する特別委員会である以上、当該機関にある権限は、国政調査権が行使できる範囲に限るのである。本件に関しては、真調会は 319 銃撃事件の真相を調査

するに限り、検察官または軍事検察官が法によって行使できる犯罪捜査権及び裁判所による審判権を行使してはならないのである。したがって、真調会の職権は「本会は 319 銃撃事件が発生する前後、事件及び事件と関連する事項を調査し、首謀者及びその他の人員の動機、目的、事実の経緯及びその影響などの真相を究明するのである。」という真調会条例第七条の規定に限るべきである。また、当該調査は監察院またはその他有権機関がこの事件について、職権に基づく調査または捜査する権力を排除または干渉してはならないのである。従って、同条例第八条第一項前半には「319 銃撃事件が刑事責任にかかわっている部分はその調査が本会の専属管轄に属している。」、同条第二項には、「本会が前項の職権を行使する範囲内に、検察官、軍事検察官の持つ法定権限と同じ権限を有する。」、とそれぞれが定められている。こうした規定

は、国会の調査権限の行使できる範囲を超越してしまったのである。また、「本会の調査結果は刑事責任にかかわった部分に関しては、真調会に出向する検察官または軍事検察官によって起訴することになる」という同条例第一三条第一項の規定は出向する検察官または軍事検察官に付与した権限が真調会が行使できる調査権の範囲を超越してしまって同条第二項における管轄権の規定を機能させなくなるのである。先述した各規定は、憲法の基本規範である権力分立及び抑制均衡原則を違反しているのである。そのほか、同条例第九条第一項には「本会は職権を行使するために、検察官または軍事検察官が本会に出向し、調査を協力させることができるのである」と定められている。真調会に出向する検察官、軍事検察官は、出向している期間内に、検察官または軍事検察官の身分有しているが、国政調査権の性質からすれば、従来の身分で法に

よって行使できる検察権を行使してはならなくなることは、解釈を待たないのである。

再審が訴訟手続の一種である。立法者は再審の理由に関して、固有の自由な形成空間を有している。しかし、法律を制定することは、原則として将来に向かって構成要件に該当する多数、不確定の事件を普遍に適用しなければならないのである。「本会調査結果が裁判所の確定判決における事実認定と相違する際に、それを持って再審の理由にすることができるのである」という真調会第一十三条第三項の規定は、個別の事案のために設けられている再審の理由であり、法律の平等適用である法治国家原則に違反し、国政調査権の権限範囲を逾越しているため、憲法上認められていないのである。

監察院は国家最高の監察機関であり、憲法に付与されている弾劾、糾挙、糾正、会計

権を行使するために、憲法第九五条、第九六条による調査権を専有し、行使しているのである。また監察院が、立法院とは憲法上の権限が異なっているし、各自に行使できる調査権は権力の性質、機能、目的からも異なっているものであり、相互に重複、矛盾していないのである。真調会が国会に属し、国政調査権を行使する特別委員会である以上、監察院に対し責任を負う必要がないし、監察院からの監督も受けないのである。また真調会の調査権は監察院の調査権とは異なっているし、真調会の調査結果もまた監察院による調査権の行使に影響を及ぼすことができないのである。「本会は調査事件に対し、三ヶ月ごとに国会に書式の報告書を提出し、さらにそれを公表しなければならないのである。真相が解明されるまでに調査を継続しなければならない。そして三ヶ月ごとに国会や監察院に書式の報告書を提出し、報告書を公表しなければ

ならないのである。」と真調会条例第一二条第一項に定められている。この規定には、真調会が監察院に報告する義務が設けられている部分は、先述した原則に反しているので、今後更なる検討、改正することによって、真調会の職責を明確させねばならないし、監察院による調査権の行使へ影響を避けることができるのである。

#### 四、真調会行使できる調査権の範囲

権力分立及び抑制均衡原則に基づいて、国会が行使できる調査権の対象や事項はまったく制限されていないわけではないのである。真調会条例第八条第三項には「本条例が公布された日から本会に属している各機関が処理している案件は、すべての書類及び証拠を本会に移しなければならないのである。」、同条第四項には、「本会の職権行使は国家秘密保護法、営業秘密法、刑事訴訟法、捜査上の守

秘義務、個人のプライバシーに関わっている理由、またはその他あらゆる理由で回避、遅延、または拒否してはならないのである」、同条第六項には、「本会または本会委員会が職権を行使するにあたり、特定の事項を指定し、関連する機関、団体または個人に説明または協力の要求を提出することができる。要求された機関、団体または個人は国家秘密保護法、営業秘密法、刑事訴訟法、捜査上の守秘義務、個人のプライバシーにかかわっている理由、またはその他あらゆる理由で回避、遅延、または拒否してはならないのである。」とそれが定められている。これらの規定の中、専属管轄、書類及び証拠の移送が憲法によって保障されている国家機関による独立な職権の行使に関する部分は、権力分立及び抑制均衡の原則に反し、国会による調査権の行使範囲を逾越し、先述した憲法の趣旨に合致していないのである。ま

た、国家秘密または捜査上の守秘義務にかかわっている事項に関しては、行政首長が公開するや否やを決定する行政特権を有することは、先述したとおりである。国会は調査権を行使する際に、こうした事項にかかわっている場合、一定の尊重をし、行政部門にこうした情報の公開または関連する文書の提供を強制してはならないのである。具体的な事件に関しては調査事項が国家機関による独立な職権行使または行政特権の範疇に属しているか、あるいは行政特権に属している情報が調査を受け、公開されるべきや否やについて争いが生じる場合、立法院は他の国家機関とは合理的なルートによって、協議し解決をするか、または法律をもって、関連する要件及び手続、司法機関による審理などの事項を定める方法で解決するのである。従って、調査事項が国家秘密または捜査上の守秘義務にかかっている事項であれば、関連する機関が一

律に拒否してはならないとい  
う先述した規定は、妥当では  
ないし、今後適切な改正を経  
て先述した趣旨に合致しなけ  
ればならないのである。

## 五、真調会調査権行使の方法、手 続及び強制手段

国家機関は権力を行使す  
るには、法による制約を受  
けなければならないのである。  
国会が憲法に付与されている  
権力を行使する際にもまた例  
外ではないのであり、これは、  
法治国家原則の基本要求であ  
るのである。国政調査権の行  
使は、調査事項及び強制方法  
によって異なるので、同時に  
憲法によって保障されている  
多様な国民の基本権利にかか  
わりうるのである。例えば、憲  
法第八条における人身自由の  
保障、第一一条における表現  
しない自由の保障(本院釈字  
第 577 号解釈を参照)、憲法第  
一二条における秘密通信の自  
由、憲法第一五条における営  
業秘密、プライバシー権の保  
障などである。その中のプラ

イバシー権は、憲法に明文に列挙されていない権利ではあるが、人間の尊厳及び個人の主体性、そして人格の完全の発展を維持し、個人の生活の秘密な空間の他人による干渉を排除することができる。よって、プライバシー権は必要不可欠な基本権利であり、憲法第二二条によって保障されているのである（本院釈字第 509 号、第 535 号解釈を参照）。国政調査権が憲法によって保障されている国民の基本権利にかかわっている場合、法律の根拠が必要とされているのみならず、当該法律の内容もまた明確であり、比例原則及びデュー・プロセス・オブ・ロー（due process of law）に合致しなければならないのである。同条例第八条第四項には「本会の職権行使は国家秘密保護法、営業秘密法、刑事訴訟法及びその他の法律の規定による制限を受けないのである」、同条第六項には「本会または本会委員会が職権を行使するにあたり、

特定の事項を指定し、関連する機関、団体または個人に説明または協力の要求を提出することができる。要求された機関、団体または個人は国家秘密保護法、営業秘密法、刑事訴訟法、捜査上の守秘義務、個人のプライバシーにかかわっている理由、またはその他あらゆる理由で回避、遅延、または拒否してはならないのである。」とそれぞれが定められている。これらの規定は、真調会に調査する際に必要とされている強制権限を付与したのである。しかし、現行法が被調査人に与えている手続保障を排除しているものの、関連する手続を定めていないのである。調査対象に事前に調査事項を十分に告知すること、法定調査目的と調査事項との関連性、被調査人に十分な準備期間を与えること、被調査人が隨時に法律の救助が認められること、調査への合理的な拒否権を認めること、証言を拒否すること、秘密の書類の提供を拒否すること

と、必要の際に適切な口頭弁論を提供すること、調査事件の性質によって公開調査または秘密調査手続を行うこと、などの事項は、法律にはまったく定められていないのである。当該条例の第一条第二項には、「本条例には、定めがなければ、他の関連する法律を適用する」と定めれているが、ここでいう「他の関連する法律を適用する」ことは、真調会職権行使できる方法及び調査手続に関する本条例の立法不備を補うことができず、法律正当手続の要求に合致していないのである。そのほか、憲法によって保障されている国民の権利に対する制限は、真相を調査する必要な手段に該当するや否やは、規範の内容が明確ではないため、比例原則に合致しているや否やを判断することができないのである。結論から言うと、真調会条例第八条第四項及び第六項の規定は、デュー・プロセス・オブ・ロー (due process of law) 及び法律明確性要求に

合致していないのである。

国会は調査権を有効に行使するためには法律を制定し、調査義務に違反する者に対し、院会決議を経て適切な罰金を科すことができるし、国政調査権に付随している権力である。ただ、調査義務に違反する者に罰金を科すという法律の規定は、制裁の手段が調査目的を達成するために必要とされるほか、制裁の要件及び基準もまた具体かつ明確でなければならないのである。こうして配慮をした法律の規定は、被規範者に行為の処罰可能性を予見させられるし、これらの規範内容もまた裁判所による司法審査を経て確認されうるから、憲法第二三条における比例原則及び法律明確性原則の要求に合致しているのである。従って、同条例第八条第七項には「第一項、第二項、第三項、第四項または第六項の規定に違反する場合は、機関の長官及び行為者が台湾ドル十万元以上百万以下

の罰金を課すことになる。処罰が科されても継続に法律を違反する場合、連続にして処罰を科すことができるのである」、第八条前半には「機関の長官、団体の責任者、または関係者が真調会または真調会委員の調査を拒否することによって、重大な影響を及ぼすかまたは虚偽の陳述をしている際に、同条第七項の規定によって、処罰を科すことになる」とそれぞれが定められている。また同条第四項、第六項の規定も含めて、先述した趣旨に沿って、改正されるまでに、調査義務に違反する者に対する処罰要件もまた明確ではなく、デュー・プロセス・オブ・ロー（due process of law）及び法律明確性に要求に合致していないのである。また、機関の首長、団体の責任者または関係人員が調査を拒否し重大な影響を及ぼすか、または虚偽の陳述をする者に対し、「刑法第一六五条、第二一四条などの関連規定によって訴追し処罰する」

と同条例第八条第八項には定められている。この規定は、先述した人が調査され犯罪の嫌疑を有するものであれば、検察機関が法によって捜査し訴追をへて、裁判所が審判することを意味するのであり、調査を拒否するか、または虚偽の陳述をするだけで刑法第一六五条、第二一四条またはその他の犯罪要件に該当するわけではないのである。先述した規定はこうした趣旨に沿って検討、改正しなければならないのである。そのほか、国政調査権に付随している強制権は、罰金を科すことに限るべきである。「本会または本会委員が職権行使するにあたり、必要と認めた場合、被調査人またはその他の人員の出国を禁止することができる」という同条例第八条第九項の規定は、真調会またはその委員に裁量による関係人員の出国を禁止する強制処分権を付与させるのであり、国政調査権の強制権力の行使範囲を超越してしまったのであ

り、こうした制約が真相を調査するために必要とする必要な手段でもないし、憲法第一〇条及び第二三条の趣旨に違反しているのである。

先述した憲法の定めに違反する真調会条例の部分は、本解釈が公布された日から効力を失うことになる。

司法院大法官が憲法を解釈するにあたり、法の確信に沿って解釈をするのであり、申請人及び関係する機関の主張によって拘束されるわけではないのである。本件解釈は、真調会が国政調査権を行使し、319 銃撃事件の真相を究明するために特別に設置された特別委員会であり、憲法上機関に属していない組織ではないし、立法権、行政権、司法権及び監察権を同時に行使する混合機関でもないのである。従って、本解釈は、国政調査権を解釈の根拠にし、真調会の組織、職権範囲、調査権の行使範囲、方法、手続及び強制手段について、真調会条例にかかわっている条文が憲法上の趣旨に合致

するや否やを斟酌して以上のとおり論じたのである。また、真調会がいかなる憲法機関にも属していないという主張、真調会が憲法の五院（権）以外にあり、特定の任務を達成するための臨時的な組織であるという関係機関である立法院の主張などが、各当事者が憲法を適用する際に自らの見解であるので、本院は逐次に判断を下す必要がないのである。

憲法第七八条には、司法院が憲法を解釈し、法律及び命令を統合して解釈する権限があると定められている。また憲法第七九条第二項及び憲法改正条文第五条第四項によれば、憲法解釈及び憲法法廷を組織し、憲法違反による政党的解散をする事項は、司法院大法官の職権に属してるのである。大法官は憲法によって、憲法上明文に定められている司法の重要な権限を独立行使しているので、憲法上の裁判官に相当するのである。憲法解釈の目的は、民主憲政国家における憲法の最高規範である地位を確保し、国民の基本権利を保障し、自由民主憲政秩序であ

る憲法基本価値を維持して拘束力のある司法判断を下すことにあるのである。従って、司法権の本質に符合するために、憲法解釈権の行使が、解釈の結果がたとえ申請人に利益するとしても、時間の経過などの要素によって実際の利益がなくなる状況は回避しなければならない。これは、司法解釈または判決の結果の実効性を確保するための保全制度であり、司法権の重要な機能の一つであり、憲法解釈、審判、または刑事、民事、行政訴訟の審判によって異なっていないのである。

保全制度が司法権の重要な機能に属しているが、基本権利及び公共利益上の重要性を有し、法律留保の範疇に属しているため、立法者は法律を持って当該内容を明文に定めねばならないのである。立法機関が憲法解釈の保全制度を明文に定めるまでに、本院大法官は憲法解釈権を行使するにあたり、当該憲法の疑義または争議状態の継続、争議法令の適用または原因案件裁判の執行によって国民の基本権利または憲法基本原則に

対して回復できないまたは回復しがたい重大な損害をなす恐れのある場合、申請人の申請によって、本案解釈が作成される前に仮の差し止め処分、仮の差し止め状態が求められる場合、損害の防止に対する事実上、緊急かつ必要性があり、他の手段が当該損害を防げない時に、大法官は、仮の差し止め処分の利点や弊害などを斟酌することができるのである。仮の差し止め処分の作成による利益が明らかに弊害を超える場合、仮の差し止め処分の是認を宣告することができるのである。本件の申請に関しては、本案解釈が作成する前に仮の差し止め処分の要求が憲法上認められないわけではないが、本案に対する解釈が作成された以上、それを斟酌する必要がなくなるのである。この点はあわせて説明しておくことにしたのである。

本解釈は、許大法官玉秀による一部補充・一部反対意見書、許大法官宗力による部分反対意見書がある。